

## 綾瀬市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利で、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間中の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として、高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号の規定による母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10の規定において準用する法第31条第2号の規定による父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）を支給すること及び高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練終了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）を修了後に支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、訓練促進給付金にあっては、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）以後において、修了支援給付金にあっては、修業開始日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、本市に住所を有し、かつ、次の要件の全てを満たす母子家庭の母（法第6条第1項に定める配偶者のない女子であって、現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養している者をいう。以下同じ。）又は父子家庭の父（法第6条第2項に定める配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているものをいう。ただし、平成25年4月1日以降に修業を開始した者に限る。以下同じ。）であって、次条に定める資格等（以下「対象資格」という。）を取得するために修業している者とする。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。
- (2) 就職を容易にするために必要な資格として対象資格を取得するため、全日制の養成機関において1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上）のカリキュラムの修業が予定されており、対

象資格の取得が見込まれる者であること。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、夜間又は定時制の養成機関や通信教育（養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等）における修業も可能とする。

- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 過去に本市又は他自治体で高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成26年9月30日雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく訓練促進給付金及び修了支援給付金を受給していないこと。
- (5) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練給付制度における教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。
- (6) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者でないこと。

（対象資格）

第3条 就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合で、6月以上のカリキュラムの修業が予定されている雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講するときは、情報関係の資格に限る。）は、次のとおりとする。

- (1) 看護師
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) その他前各号に準じて市長が地域の実情に応じて定める資格

（支給期間等）

第4条 訓練促進給付金の支給期間は、第2条の対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。（平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成30年度以前に修業を開始し（平成24年3月31日までに修業を

開始した者は除く。) 、平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間とする。)

- 2 訓練促進給付金の給付は、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- 3 養成期間の中で月の初日から末日までに修業した日が1日に満たない月がある場合は、当該月の訓練促進給付金は支給しないものとする。ただし、夏季休暇等が年間カリキュラムに組み込まれている場合は、この限りでない。

(支給額等)

第5条 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、その額は次の各号に掲げる対象者の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度(4月分から7月分までの当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含み、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 100,000円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、140,000円)
  - (2) 前号に掲げる者以外の者 70,500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、110,500円)
- 2 修了支援給付金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じて当該各号に定め

る額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 50,000円

(2) 前号に掲げる者以外の者 25,000円

（事前相談の実施）

第6条 訓練促進給付金の支給を受けようとする母子家庭の母又は父子家庭の父（以下この条において「申請者」という。）は、市に事前の相談をするものとする。

2 市長は、事前相談において訓練促進給付金の支給を受けようとする申請者の資格取得への意欲、能力及び生活状況について聴取するなど、その資格の取得見込み及び訓練促進給付金の支給の必要性について十分把握するものとし、その際には、プライバシーに配慮するものとする。

3 申請者が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介するものとする。

（給付金の申請）

第7条 訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給を受けようとする対象者（以下「支給申請者」という。）は、綾瀬市高等職業訓練促進給付金等支給申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による申請を行うときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付を省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

ア 支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ 支給申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該支給申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除

く。)又は当該支給申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(第2号様式)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書)

ウ 第5条第1項第1号アに掲げる者にあつては、支給申請者及び当該支給申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る課税証明書その他第5条第1項第1号アに掲げる者に該当することを証明する書類

エ 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する通学証明書又は在学証明書等の在籍を証明する書類

## (2) 修了支援給付金

ア 支給申請者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本(修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。)

イ 支給申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該支給申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該支給申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(第2号様式)及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年)及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年)の状況を証明できるものに限る。)

ウ 支給申請者の属する世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)

エ 第5条第1項第1号アに掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る課税証明書その他第5条第1項第1号アに掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）の状況を証明できるものに限る。）

オ 当該カリキュラムの修了証明書等の写し

（支給の決定）

第8条 市長は、支給申請があつた場合は、支給申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を支給申請者に対して綾瀬市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（第3号様式）により、通知しなければならない。

（出席状況に関する報告等）

第9条 市長は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）に対し、定期的出席状況に関する報告等を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的修得単位証明書の提出を求めることができる。

2 市長は、受給者に対し、前号に掲げるもののほか、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

（受給資格喪失等の届出）

第10条 受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、本市に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があつたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に、事実を確認することができる書類を添付し、綾瀬市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失・変更等届（第4号様式。以下「受給資格喪失・変更等届」という。）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に定める届出について、事前相談や支給決定通知に際し、その旨を

受給者に説明しなければならない。

(支給決定の取消・変更等)

第11条 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったとき、前条第1項に定める届出により支給額等に変更があったとき又は偽りその他不正の行為により訓練促進給付金の支給を受けたことが判明したときは、その支給決定を取り消し、又は変更することとし、遅滞なく、その旨を当該受給者に綾瀬市高等職業訓練促進給付金等受給決定取消・変更等通知書(第5号様式。以下「受給決定取消・変更等通知書」という。)により通知しなければならない。ただし、第2条第1項第1号に定める要件を満たさなくなった場合又はその他高等職業訓練促進給付金等の支給に影響する事情が発生したと認められる場合については、支給を停止するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給要件に該当しなくなったとき又は支給額に変更が生じたときは、その事由の発生した日の属する月の末日の翌日から支給資格を喪失又は変更するものとする。

(支給停止解除に関する届出)

第12条 前条第1項のただし書により支給の停止を受けた者が、支給停止となった月以降に支給要件に該当しており、かつ、訓練促進給付金の支給を受けようとする場合は、受給資格喪失・変更等届により市長に届け出ることができる。

2 市長は、前項の届出があった場合で、支給要件に該当するときは、原則として届出のあった日の属する月から支給を再開することとし、遅滞なく、その旨を支給決定取消・変更等通知書により通知しなければならない。

(給付金の返還)

第13条 市長は、第11条第1項の規定により支給決定の取消しを行った場合は、既に支給している訓練促進給付金等の一部又は全部について、当該受給者から返還させるものとする。ただし、やむを得ない事情と市長が特に認めた場合は返還を免除することができる。

2 市長は、第11条第1項の規定により支給額を変更する場合で、既に支給している訓練促進給付金等について過払いが発生しているときは、原則として当該受給者から返還させるものとする。ただし、やむを得ない事情と市長が特に認めた場合は返還を免除することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に申請を受理しているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、平成30年以後の所得による制限について適用し、平成29年以前の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第5条第1号(同号ア中)「12月」の次に「(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)」を加える改正規定を除く。)並びに第7条第3項第1号及び第2号の改正規定は令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 養成機関において令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始し6月以上12月未満のカリキュラムの修業が予定されている者に係る、この要綱の施行日前に修業を開始した月の訓練促進給付金の支給については、第4条第2項の



規定にかかわらず、養成機関におけるカリキュラムを修了する日までの間に限り、現に修業した月に申請があったものとみなし支給する。

- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年9月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

第1号様式（第7条関係）

綾瀬市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者氏名

綾瀬市高等職業訓練促進給付金等の支給を受けたいので次のとおり申請します。

※いずれかに○をつけること

①申請する給付金の種類		高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金			
②氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年		
	個人番号		月 日生 ( 歳)		
③住所		(〒 - )		電話 ( ) -	
④過去の受給の有無		過去に ( 高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金 ) を受けたことが ( ある ・ ない )			
⑤雇用保険法との関係		雇用保険法に基づく教育訓練支援給付金を ( 受けている ・ 受ける予定がある ・ 受けることができない )			
⑥養成機関及び修業内容について	養成機関名				
	所在地			電話 ( ) -	
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日		養成区分	昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他 ( )			
⑦希望する支払金融機関	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他		
	支店名		口座番号		
	口座名義 (フリガナ)				
⑧児童扶養手当の受給の証明		上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)			
(備考)					

(注意)

- 1 修業証明書等を添付する場合は、「⑥養成機関及び修業内容について」欄に記載する必要はありません
- 2 「⑧児童扶養手当の受給の証明」欄に児童扶養手当支給担当者が証明した場合は、児童扶養手当証書の写しを添付する必要はありません。

⑨申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について

(住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)

1氏名 (個人番号)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 - )	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当	
2氏名 (個人番号)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 - )	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当	
3氏名 (個人番号)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 - )	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当	
4氏名 (個人番号)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 - )	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当	
5氏名 (個人番号)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 - )	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当	
(備考)			

第2号様式（第7条関係）

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

年 月 日

（宛先） 綾瀬市長

住所

氏名

所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			

【添付書類】

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

・この申立書は高等職業訓練促進給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。

・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。

- ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
- ② 生計を一にしている
- ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
- ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない、かつ、白色申告書の事業専従者

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで提出のありました綾瀬市高等職業訓練促進給付金等支給申請書に基づき審査しましたところ、次のとおり決定しましたので通知します。

① 決定した給付金の種類		高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金			
② 氏名		フリガナ		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
④ 養成機関及び修業内容について	養成機関名				
	住所				電話 ( ) —
	修業期間	年 月 日 ~		年 月 日	養成区分 昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他 ( )			
③ 決定内容	支給	支給対象期間 (訓練促進給付金の申請の場合のみ記載)	年 月 日 ~ 年 月 日までの か月間		
		支給対象額	円		
		書類提出用	在籍証明書等 ( ) 月の年	回	取得単位証明書等 ( ) 月の年
	不支給	不支給の理由			
(備考)					

(注意)

- 支給申請時から、次のような生活状況等の変化が生じたときは、綾瀬市高等職業訓練促進給付金受給資格喪失・変更等届により14日以内に報告してください。
  - ア 母子家庭の母又は父子家庭の父ではなくなったとき。
  - イ 綾瀬市に住所を有しなくなったとき。
  - ウ 養成機関への修業を取りやめたとき。
  - エ 世帯員及び世帯員の課税状況に変化があったとき。
  - オ その他休学等、高等職業訓練促進給付金等の支給に影響する事業が発生したとき。
- 支給申請内容に不実及び虚偽の申告があった場合は、支給決定を取り消し、又は変更し、既に支給している高等職業訓練促進給付金等があるときは返還となることがあります。

第4号様式（第10条、第12条関係）

綾瀬市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失・変更等届

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申請者氏名

次のとおり、綾瀬市高等職業訓練促進給付金の受給資格喪失・変更等について届け出ます。  
※いずれかに○をつけること

① 届出の種類	受給資格の喪失 ・ 受給資格の変更 ・ 支給停止 ・ 支給停止の解除		
② 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年
	個人番号		月 日生 ( 歳)
③ 住 所	(〒 - )		電話 ( ) -
④ 受給資格の喪失・変更・支給停止になった理由	ア 母子家庭の母又は父子家庭の父ではなくなったため。 イ 綾瀬市に住所を有しなくなったため。 ウ 養成機関への修業を取りやめたため。 エ 受給者の属する世帯に異動があったため。 オ 世帯員及び世帯員の課税状況に変更があったため。 カ その他 ( )		
⑤ 支給停止を解除する理由	ア 児童扶養手当の支給対象となる所得水準の範囲になったため。 イ その他 ( ) ※世帯の課税状況及び希望する支払い金融機関が資格喪失時と異なる場合は、備考欄に記入してください。		
⑥理由が発生した日	年 月 日		

(注意)

必要に応じて課税（非課税）証明書、住民票、在籍証明書等を添付してください。

第5号様式（第11条、第12条関係）

綾瀬市高等職業訓練促進給付金等受給取消・変更等通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



綾瀬市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

① 氏名	フリガナ  	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
② 通知内容	<p>(1) 高等職業訓練促進給付金等の支給を (取消・変更・停止・停止を解除) します</p> <p>(2) (取消・変更・支給停止・支給停止解除) 理由</p> <p>ア 母子家庭の母又は父子家庭の父ではなくなったため。</p> <p>イ 綾瀬市に住所を有しなくなったため。</p> <p>ウ 養成機関への修業を取りやめたため。</p> <p>エ 受給者の属する世帯に異動があったため。</p> <p>オ 世帯員及び世帯員の課税状況に変更があったため。</p> <p>カ その他</p> <p>( )</p>		
① 支給対象額 (変更・支給停止解除の場合)	円		
② 高等職業訓練促進 給付金等支給・ 返納等額	<p>高等職業訓練促進給付金等の支給(取消・変更・停止・停止の解除)に伴い、</p> <p>ア 金 円 を支給いたします。</p> <p>イ すでに支給しました高等職業訓練促進給付金等のうち、 金 円 を返納してください。</p>		
(備考)			